令和８年度　第６回　美郷町農業委員会議事録

日時：令和８年９月２５日（金）
９：３０～１０：１０
場所：みさと館３階研修室１

農業委員　６人（欠席委員　人）

１．樋ケ　隆行	２．多久　聡	３．大草　美智江
４．新田　晋太郎	５．西嶋　伸介	６．烏田　裕一

農地利用最適化推進委員　７人（欠席委員　４人）

７．野田　祐司	８．淺原　譲(欠)	９．梅原　富雄
10．難波　眞利子	11．津田　修(欠)	12．佐和　克彦(欠)
13．梅田　信雄(欠)		

事務局　農業委員会　事務局長　吾郷真彦

議事日程

第１　議事録署名委員の指名　烏田裕一委員・多久聡委員

第２　議事

議案第１号　農地法第３条について

議案第２号　農地法第５条について

報告第１号　農地法第３条の３（相続等による権利移動）について

第３　その他報告事項

会　　長	それでは皆さんおはようございます。お忙しい中ありがとうございます。稲刈りの方も大分落ち着いてきたかなと思います。私のところは２３日と２４日に営農組合の組合員の皆さんに稲刈りをしてもらいましたが、今年はイノシシとサルと猛暑の水不足で、ほぼ収量がなかったみたいで、大変落ち込んでおりますけれど。今回の内閣改造によりで農林水産大臣の方が４７歳という、私より１０歳若い大臣ですが、この大変な状況をなんとか打開していただくように期待したいと思います。それでは本日はよろしくお願いします。本日の議事録署名委員さんは６番委員さんと２番委員さんよろしくお願いします。今日の欠席は８番委員さん、１１番委員さん、１２番委員さん、１３番委員さん、農地集積相談員さんです。それでは議事に入りたいと思います。議案第１号について事務局から説明の方をお願いします。
事　務　局	それでは皆さんおはようございます。それでは議案第１号「農地法第３条」についてです。資料は２ページ目です。今回１件の申請がありました。 所在地は長藤◎◎◎◎他計３筆。登記簿地目及び現況地目は田２筆畑１筆です。面積は合計１，３０３㎡です。譲渡人は広島市在住の●●●●さん。譲受人の方は上野在住の○○○○さんです。こちらは譲渡人の方が町外に居住しておられますので、耕作や管理が出来ないということで、宅地とかを一体的に管理するためにということで申請がありました。 場所についてまず長藤◎◎◎◎についてですが、資料３ページ目の航空写真にありますが、向かって左側に江の川が流れており、その側を旧ＪＲ三江線と国道３７５号線が通っております。こちらは長藤の響谷で、航空写真の緑に黄色で囲ったところが対象の農地となります。すぐそばが□□□□さんの宅地となっております。続いて資料４ページ目、残り２枚の農地ですが、資料４ページ目の下の緑に黄色で囲んであるところが長藤△△△△の農地で、すぐそばに茶色の屋根の家がありますが、こちらが譲渡人の●●●●さんのお父さんの実家の方になります。さらにちょっと上の方、響谷の国道からちょっと入ったところにもう１枚、長藤▲▲▲▲の田があります。 現地確認についてですが資料５ページ目、先般４番委員さんと１０番委員さんに現地確認をお願いしました。説明は以上です。

会　　長	はい。以上説明がありました。では現地確認について４番委員さんお願いします。
４番委員	現地確認に１０番委員さんと行ってきました。写真①の長藤◎◎◎◎の田については、墓の周りの田で、しばらくは耕作されていないと思います。写真②の長藤△△△△の畑については、家の前の畑で、宅地とセットなので、やろうと思えば耕作できると思います。写真③の長藤▲▲▲▲は○○○○さんが以前から耕作されているので、そのまま継続して耕作されると思います。以上です。
会　　長	ありがとうございます。何かご意見・ご質問はありませんか？
３番委員	こちらの田はどうされるのですか？
事務局	こちらの田は○○○○さんが耕作されておられ、今回●●●●さんの方が宅地も含めて処分したいとのことで、○○○○さんの方へあわせて売買するとのことです。
会　　長	この写真②の畑はマルチシートですか？
４番委員	防霜シートです。
会　　長	ここをどうするのかなと思って。
事務局	ここはすぐそばの家に住まれるということで、家庭菜園ぐらいをされるのかなと思います。
会　　長	何かご意見がないようでしたら採決を取りたいと思います。議案第１号に賛成の方は挙手をお願いします。 （出席農業委員全員挙手）
会　　長	ありがとうございます。賛成多数で議案第１号は承認されました。続いて議案第２号について事務局の説明をお願いします。

事　務　局	では議案第２号「農地法第５条」について説明します。資料は７ページ目ですが。今回１件の申請がありました。この申請された件については、今年の６月に行われました農業委員会の総会におきまして農振除外の申請がありまして、この件の審議を１度しておりまして、その後、先月に農振除外の手続きが終了しましたので、今回改めて農地法第５条の申請をしていただきました。 所在地は久喜原◎◎◎◎。登記簿地目及び現況地目は田。面積は６１３㎡。譲渡人は大田市在住の●●●●さん。譲受人の方は神戸市在住の○○○○さんです。転用内容は一般個人住宅として木造平屋建ての一戸建てと周りに庭を使うということで、譲渡人から農地を購入して家を建てるということでした。 場所としましては資料８ページ目。こちら航空写真がありますが、君谷の久喜原の県道別府川本線から松代谷の方へ５００メートルぐらい入ったところの写真です。こちらの緑に黄色の線が囲ってあるところが対象となる農地ですが、その上の方に茶色の屋根の家屋みたいなところがありますが、こちらが●●●●さんのご実家となります。 現地確認ですが資料９ページ目ですが、６月に農振除外の申請があった際に会長さんと１３番委員さんに現地確認をしていただいた写真です。こちら向かって上の写真の左側の方が対象となる農地となっております。あとどのような家が建つのかということですが、こちらＡ３の別添資料がありますが、こちらの図面の真ん中の方に一階建ての建物を作るということで、合計で４００㎡ぐらいの家と周りの庭を作るとのことでした。説明は以上です。
会　　長	ありがとうございました。現地確認の方に私と１３番委員さんとで行きましたが、ちょっと大分道路より低いところにありますが、かさ上げをされて家を建てられるとのことですが、特段何か問題はないかと思います。何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。
３番委員	ここって川ですか？
事　務　局	はい、松代谷川です。
３番委員	これが氾濫することはないでしょうか？

事　務　局	こちらはですね、いま田があるところから道路があるところまでかさ上げをしまして、家を建てられますので、それでも川が氾濫したらということはどうとも言えませんが、その際は対処されると思います。
会　　長	他に何かございませんでしょうか。無いようでしたら採決の方に移ります。議案第２号について賛成の方は挙手をお願いします。 （出席農業委員全員挙手）
会　　長	ありがとうございます。賛成多数で議案第２号は承認されました。続いて報告第１号について事務局の説明をお願いします。
事　務　局	続きまして報告第１号「農地法第３条の３　相続等による権利移動」についてです。今回１件の届出がありました。資料は１０ページです。 所在地は上川戸◎◎◎◎他計９筆です。登記簿地目及び現況地目は田が７筆、畑が２筆です。面積は合計６，３６３㎡です。所有者は９筆のうち７筆が上川戸在住の▲▲▲▲さん、２筆が同じく上川戸在住の▼▼▼▼さんで、届出人は▲▲▲▲さん及び▼▼▼▼さんの息子さんである広島県在住の〇〇〇〇さんです。こちらは２段階に分かれるんですが、まず▼▼▼▼さん名義の２筆分についてですが、▼▼▼▼さんが令和６年６月に亡くなられまして、その時はご主人の▲▲▲▲さんに相続されたのですが、その▲▲▲▲さんも令和７年１月に亡くなられまして、相続登記はしておられたのですが、農業委員会へ届出をしておられなかったので、こういった形で２段階になって〇〇〇〇さんの方から届け出がありました。 場所といたしましては資料１１ページ目、まず▲▲▲▲さんから〇〇〇〇さんの方ですが、上川戸の本郷の航空写真になっていますが、上の方の山の下の方に旧国道３７５号線が通っておりまして、そこのすぐそばの農地７筆分が▲▲▲▲さんから相続がされた農地でした。続いて資料１２ページ目、こちらは▼▼▼▼さんから▲▲▲▲さんへ一度相続された農地２筆分です。こちら２筆分は上川戸本郷の沢谷川の橋のすぐそばの農地となっております。今回こういった届出があったことを報告させていただきます。説明は以上です。

会　　長	ありがとうございます。この件についてご意見・ご質問はありますでしょうか？この〇〇〇〇さんは田を耕作されるのでしょうか？
事　務　局	いえ、この田について届出人の方は広島県在住なので耕作はされません。この農地の大部分は一般社団法人●●●●が利用権設定をしておりますので。
会　　長	よろしいでしょうか。ありがとうございます。これで今回の議事は終了します。 （議事終了後、諸報告をして次回の総会開催日を決めて閉会した。）

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名する。

会　　長　樋ヶ隆行

議事録署名者　島田裕一

議事録署名者　多久聡